



内線
⑧412231

三税(国税・県税・町税) の共同説明会

内 容 所得税・消費税・事業税・住民税の申告書の書き方等の説明
日 時 2月2日(水)
午後1時30分～3時30分
場 所 八日市場市民ふれあいセンター
問合せ先 銚子税務署
☎0479②1571
役場税務課 ☎⑧412111
内線 1111

平成11年中に給与・賃金などを支払う事業所、事業主は、「給与所得の源泉徴収票」を作成し、1月31日までにすべての受給者に交付するとともに、一定金額以上のものは税務署に提出することになっています。
また、「給与所得の源泉徴収票」と同時に複写作成される「給与支払報告書」は、金額の多少にかかわらずすべてを受給者の住所地(1月1日現在)の市町村に提出することになっています。
また、青色申告をする方で専従者給与を支払う方、臨時で従業員を雇う方も忘れないで提出してください。

平成11年分 所得税の確定申告及び 町 県 民 税 申 告

町では申告期間中、申告相談及び申告書作成のお手伝いを行います。

作成した申告書は、税務署もしくは役場税務課へ提出して下さい。なお、還付申告書は、2月16日以前でも提出もできます。



納 稅

1月31日(月)は、国民健康保険税第7期分の納期です。納め忘れのないようお早めに。

チャイルドシート購入に助成

道路交通法一部改正により平成12年4月1日から6歳未満の子どもにチャイルドシート着用が義務付けられます。

これに伴い町では、幼児の安全を確保し、シート着用の徹底を図るため、チャイルドシートを購入した保護者に対し助成金を交付します。

申請方法

5千円(購入金額が5千円未満の場合は全額)
幼児1人1回。

助成金

町内に住所を有する6歳未満の児童のために平成11年5月10日以降取扱店でチャイルドシートを購入した保護者。

対象

1/31まで

給与や賃金を支払う方 源泉徴収票・給与支払報告書

税の申告は
早めに準備しましょう

問合せ 税務課
☎⑧412111
内線1111

1/31まで

償却資産の申告

償却資産の申告書はもうお手元に届きましたでしょうか。

平成12年1月1日現在の償却資産の所有状況を申告書に記載のうえ、1月31日までに提出してください。

償却資産が昨年と変更のない場合でも、申告書の備考欄に「前年中異動なし」と記載のうえ、申告書を提出してください。
また、家屋についても、平成11年1月2日以後に新增築された家屋(まだ評価が済んでいないもの)や既存家屋の取り壊し等がありましたら、お知らせください。

2/16
～
3/15
まで

平成11年分

所得税の確定申告及び 町 県 民 税 申 告